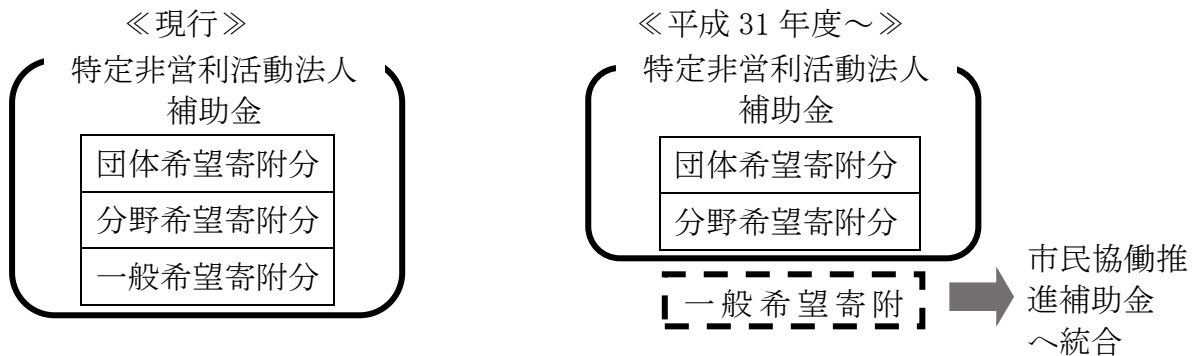


特定非営利活動法人補助金（希望寄附分）の変更点等について

1 主旨

特定非営利活動法人補助金の団体・分野を希望する寄附からの補助金について、制度開始から年数が経過しており、制度運営上の課題が生じていることから、平成 31 年度の審査に向けて運用方法の変更を行う。



2 団体・分野希望寄附の課題と変更点

(1) 補助対象について

【課題】

補助の対象と成り得る団体は、前年度末までに NPO 支援基金への登録手続きを済ませていることが必要であるが、補助金の審査の際に、当該登録要件を満たしているかどうか確認を行っていない。補助金の申込み時に当該登録要件を確認できる書類の提出を求める。

【変更点】

補助金申込み時の提出書類を以下のとおりとする。

現 行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査申込書 ・ 補助対象事業の事業計画書 ・ 予算書 ・ 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 29 条の規定により所轄庁に提出した前事業年度の事業報告書及び活動計算書の写し ・ 団体の活動がわかるパンフレット等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査申込書 ・ 補助対象事業の事業計画書 ・ 予算書 ・ 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 29 条の規定により所轄庁に提出した書類の写し (全て直近の事業年度) ・ 事業報告書 ・ 活動計算書 ・ 貸借対照表 ・ 財産目録 ・ 年間役員名簿 ・ 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面 ・ 団体の活動がわかるパンフレット等 ・ 定款 (直近で変更があった場合のみ)

(2) 審査申込書類について

【課題】

団体・分野希望寄附は、「事業計画及び予算が具体的であること」という基準で審査を行うことから、団体が記入しやすい審査申込書類及び記入例を見直す。

【変更点】

申込み書類に以下の記載項目を増やす。また、記入例を見直す（別紙を参照）

- ・事業の実施期間についての記載欄を設ける（第1号様式）
- ・補助金の充当先と団体の活動目的の記載欄を設ける（第2号様式）

(3) NPO 支援基金の登録抹消時の取扱いについて

【課題】

特定非営利活動法人補助金を受けるためには、NPO 支援基金への登録が必要だが、団体希望寄附のあった団体の登録が抹消となった場合の当該寄附金の取扱いについて明確な定めがない。

【変更点】

団体希望寄附のあった団体の登録が抹消となった場合、その団体に使って欲しいという寄附の目的に応じた活用ができないが、当該寄附金を一般寄附によるものとみなし、広く市民公益活動を促進する事業に充当することとする。

<参考>特定非営利活動法人補助金（団体・分野希望寄附）の概要

（１）制度趣旨・特徴

- ① 市民等からの寄附金を積み立てた「NPO 支援基金（よこすか元気ファンド）」を原資とした NPO 法人に対する補助金制度で、平成 21 年度に制度開始。
- ② NPO 法人の行う市民公益活動を支援するとともに、市民が NPO 法人等を支える環境づくりを推進することを目的としている。
- ③ 原資である寄附には複数の方法が設定されており、その方法に応じて補助金の種類が異なる。

（２）支援対象

本市に主たる事務所があり、事前登録手続きを行っている NPO 法人。

（３）支援内容

- ① 前年度の寄附の実績に応じて、次年度に申請があった団体へ補助金として交付する。
- ② 市民等が横須賀市（NPO 支援基金）へ寄附をすると、自治体への寄附扱いとなり、寄附者の住民税及び所得税が控除されるという側面もある。

	補助金の種類	
	団体希望寄附補助金	分野希望寄附補助金
原 資	NPO 支援基金への寄附のうち特定の団体への支援を希望した寄附	NPO 支援基金への寄附のうち特定の活動分野への支援を希望した寄附
補助上限額	前年度 1 年間の当該団体への希望寄附合計額 ※千円未満端数切捨て	(前年度 1 年間の当該活動分野への希望寄附額合計 + 前年度に補助金として交付されなかった寄附の執行残) ÷当該分野に属する団体数 ※千円未満端数切捨て

（４）寄附の方法

補助金の原資となる基金への寄附は、以下の方法により行うことができる。

寄附の方法	内容	使い道（H31 予定）
団体希望寄附	支援団体を希望することができる寄附	・特定非営利活動法人補助金
分野希望寄附	支援分野を希望することができる寄附	
一般寄附	団体や分野を希望せず、市民公益活動全般を支援する寄附	・市民公益活動ポイント制度 ・寄附促進啓発パネル展示 ・市民協働推進補助金 等